

会議録  
令和6年第2回更別村議会定例会  
第1日（令和6年6月3日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 報告第 1号 令和5年度一般会計繰越明許費の件
- 第 7 議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第 8 議案第35号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
  
- 第 9 議案第36号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第37号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 議案第38号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件
- 第12 議案第39号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件
- 第13 議案第40号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（8名）

議長 8番	織田 忠司	副議長 7番	高木 修一
1番	太田 綱基	2番	安村 敏博
3番	斎藤 憲	4番	尾立 要子
5番	小谷 文子	6番	荻原 正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村 長 西山 猛	副 村 長 大野 仁
教 育 長 宝輪 祐子	代表監査委員 笠原 幸宏
総務課長 末田 晃啓	総務課参事 小寺 誠
企画政策課長 本内 秀明	企画政策課参事 今野 雅裕
産業課長 高橋 祐二	住民生活課長 会計管理者 小野寺 達弥

建設水道課長 石川 亮  
子育て応援課 酒井 智寛  
教育委員会 伊東 秀行  
教育次長  
農業委員会 川上 祐明  
事務局次長

保健福祉課長 新関 保  
診療所事務長 岡田 昌展  
学校給食センター所長 小林 浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局次長 佐藤 敬貴  
書記 山角 竹志

書記 村田 弘治

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和6年第2回更別村定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、6月1日付の農作物の生育状況であります。秋まき小麦、バレイショとも生育は平年よりやや早く、豆類の播種作業も終了ないし平年並みに進んでいるところであります。若干手亡においては遅れがあるとのお話を聞いております。ビートに関しましては、生育については平年よりやや早く進んでいるとの報告を受けております。今後、安定した天候が続く、堅調な農作業が進む中、何よりも豊穰の出来秋を迎えられることを切に願うものであります。

さて、去る4月25日、札幌で開催をされました令和6年度北海道酪農振興町村長会議総会に出席してまいりました。今年も北海道農政部からの情報提供があり、新型コロナウイルスの5類移行によっても引き続きロシアのウクライナへの侵攻や円安による家畜飼料や肥料、生産資材や燃料の高騰が続く、災害級の高温や異常気象、消費の落ち込みや生産抑制により依然として生乳等をめぐる危機的状況には変わりなく、もはや、生産者の努力や単一のJA、自治体では事態の解決が非常に困難であるとの報告がなされております。道としても先頭に立って自治体間の結束を図り、畑作、畜産を含む一連の対策と早急な支援を国に働きかけていかなければならないとのことであります。

また、今月の9日、10日の2日間にわたり、北海道町村会理事会での中央行動が予定されており、私も参加してきます。3班に分かれて、農水省を含む各省庁や道内選出国會議員、関係機関への要請を行います。農林水産、総務建設、民生文教のそれぞれの分野における北海道としての課題や要求事項についてしっかりと要請をしていきたいと考えております。また、村としても本村の基幹産業である農業をしっかりと守るべく、農業基盤整備事業や適宜、的確で迅速な生産者への支援をJAさらべつや関係機関としっかり連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

4月の23日には、コミュニティナースカンパニーの発祥の地である島根県雲南市を訪れました。石飛市長と面談し、意見交換を行いました。当日は、島根県をはじめとする関係する自治体、大学研究者、企業が一堂に会し、地方創生への意見交換、コロナ後の地域コミュニティづくりをどう生かしていくかということについて、復活させていくかということについて、その在り方についての交流等を行いました。特に、コミュニティナースの活

動によるまちづくりに先駆的に取り組んできております出雲市と隣接する人口10万人の雲南市の石飛市長との懇談会では、2年前から始まった更別村でのコミュニティナースの活動にご理解をいただき、お互いに連携して国に提出をしておりますデジタル田園都市国家構想地方創生交付金を活用した医療や高齢者福祉など、まちづくりの進捗状況について互いに報告し合い、今後も雲南市と更別村の連携をさらに強化していくことを確認したところであります。

また、災害、緊急時に備え、通信網の遮断に対応した衛星通信によるスターリンク回線の通信回線の運用が始まろうとしております。現在、サテライトオフィス、消防署、診療所を含む福祉の里周辺のところにアンテナを設置をしております。また、災害に備えて本村の災害状況、道路、河川、建物の状況を立体的な可視可能となります3Dマップを整備しております。さらには、マイナンバーカードを活用した的確で迅速な救急搬送も開始をされます。書かない窓口やコンビ交付など、行政サービスも開始されました。デジタルによる先端技術の活用により住民サービスの向上に努め、何よりも村民の皆さんの生命、財産、暮らしを守るためしっかりと取り組んでまいる所存であります。

本定例会におきましては、所要の報告案件、人事案件、条例の一部改正案件2件、規約、計画の変更の件2件、一般改正補正予算案、特別会計補正予算案1件の合計8件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

#### ◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

なお、村は夏場の効率的な職務執行のため、6月1日から9月30日の間、クールビズに取り組んでいます。議会においても同様の取扱いとし、会議中に上着を着用しないことを認めますので、各自暑さ対策を行ってください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、荻原さん、7番、高木さんを指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容に

ついでに報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月27日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月7日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

#### ◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より7日までの5日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定しました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

#### ◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭での補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭により補足説明をさせていただきます。

1のご寄附についてであります。令和6年3月25日、札幌市北央道路工業株式会社様より水道応急給水資材一式をご寄附いただきました。災害時の重要な飲料水確保のための資材として備蓄し、有効に活用させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

2の令和5年度企業版ふるさと納税につきましては、記載のとおり、11企業から12件の

ご寄附をいただいております。番号8のご寄附は、更別村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱第2条に基づく「笑顔があふれる新たな人の流れをつくる事業」、番号1から7、9から12のご寄附は、「新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業」に対する指定寄附であります。いずれのご寄附にも深く感謝申し上げますとともに、このご寄附の趣旨にのっとり有効に活用させていただいております。大変ありがとうございました。

3の農作物の生育状況であります。別紙のとおり、6月1日時点での状況をまとめておりますので、お目通しをお願いするものであります。招集の挨拶でも触れさせていただきましたが、今後の順調な生育に期待するところであります。

4の村営牧場の入牧状況であります。今年度は185頭と昨年度に比べて増加となりました。今後ともJAさらべつや生産者、関係機関の皆様との連携を図り、円滑な村営牧場の運営と酪農畜産振興に努めてまいり所存であります。

5の更別村情報公開条例の運用状況につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、口頭での補足説明といたします。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

#### ◎日程第6 報告第1号

○議 長 日程第6、報告第1号 令和5年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 令和5年度一般会計繰越明許費の件であります。

地方自治法第213条の規定により、令和5年度歳出予算の経費を翌年度に繰越しをした件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

令和5年度一般会計繰越明許費につきましては、年度内にその支出を終わらない見込みである歳出予算に関して、既に翌年度に繰り越して使用することをご決定いただいております。

まして、4月1日、令和6年度に繰越しをしております。

1 ページおめくりいただきまして、令和5年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。令和5年度に繰り越した歳出予算は、款2総務費、項3戸籍・住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳等整備事業、金額929万5,000円の全額が翌年度繰越額で、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金929万5,000円です。

款3民生費、項1社会福祉費、福祉の里総合センター改修事業、金額328万1,000円のうち198万1,000円が翌年度繰越額で、財源内訳は一般財源198万1,000円です。

款3民生費、項2児童福祉費、児童福祉事業経費 臨時、金額1,749万円のうち1,119万円が翌年度繰越額で、財源内訳は一般財源1,119万円です。

款3民生費、項3老人福祉費、老人保健福祉センター改修事業、金額217万5,000円のうち130万5,000円が翌年度繰越額で、財源内訳は一般財源130万5,000円です。

款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額3,000円の全額が翌年度繰越額で、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金3,000円です。

款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、金額3万円の全額が翌年度繰越額で、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金3万円です。

款4衛生費、項1保健衛生費、汚水処理施設共同整備事業、金額1万1,000円の全額が翌年度繰越額で、財源内訳は一般財源1万1,000円です。

款8土木費、項3住宅費、村営住宅等改修事業 単独、金額156万7,000円のうち94万7,000円が翌年度繰越額で、財源内訳は一般財源94万7,000円です。

款10教育費、項2小学校費、学校施設改修事業 小学校、金額7,545万2,000円のうち4,532万2,000円が翌年度繰越額で、財源内訳は一般財源4,532万2,000円です。

款10教育費、項3中学校費、学校施設改修事業 中学校、金額2,237万9,000円のうち1,344万9,000円が翌年度繰越額で、財源内訳は一般財源1,344万9,000円です。

款10教育費、項4幼稚園費、園舎改修事業、金額6,674万6,000円のうち4,009万6,000円が翌年度繰越額で、財源内訳は一般財源4,009万6,000円です。

翌年度繰越額の合計は1億2,362万9,000円で、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金932万8,000円、一般財源1億1,430万1,000円でございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第34号

○議 長 日程第7、議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会の同意を得ようとする方は、更別村字更別192番地9にお住まいの林芳博氏、昭和39年4月13日生まれ、60歳であります。

林氏は、平成27年6月9日より、長年にわたり本村固定資産評価審査委員会の委員を務めておられます。見識も深く、公平、公正な委員として村民の皆様の信頼も厚いことから、今回、再び委員をお願いいたしたく、議会の皆様の同意をお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

#### ◎日程第8 議案第35号

○議 長 日程第8、議案第35号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第35号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年更別村条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のと

おり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の改正に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、法において特定個人情報の定義が加えられることから、第2条第4号の次に特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報に係る定義を加えるものであります。

（2）として、法において別表第2が廃止されることから、第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「同表の表第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例で本文であります。新旧対照表を示しておりますので、それでご説明させていただきます。現行、第2条、見出し、定義にありますところの（1）～（4）の略の後半に、改正後は（5）として、「特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。」を加筆し、（6）、「利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。」、下線部をそれぞれ加筆するものであります。

続きまして、第4条、見出し、個人番号の利用範囲にあります最初の下線部、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」につきましては、改正後は「特定個人番号利用事務」に改めるものであります。

第2項、下線部、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」につきましては、「特定個人番号利用事務」に、その下でありますけれども、同じく下線部、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」につきましては、改正後は「利用特定個人情報」に改めるものであります。

さらに、下から2行目ですけれども、下線部、「特定個人情報」とあるのを改正後は「利用特定個人情報」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第35号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第36号

○議 長 日程第9、議案第36号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第36号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の施行に伴う関連条文の改正及び国民健康保険税（以下「保険税」という。）に係る資産割額の廃止に伴う保険税率等の配分の見直しなど、国民健康保険特別会計事業勘定の健全化を目的とした税率等の変更に伴う関係条文の改正及び低所得者に対する保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得につきまして、経済動向を踏まえ、所要の見直しを行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、国民健康保険税の課税額の算出は、所得割額、均等割額及び平等割額の合算額とするものであります。

(2)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げ、24万円とするものであります。

(3)、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割率を0.5%引き上げ、4.5%とするものであります。

(4)、国民健康保険税の基礎課税額の資産割額の算定に係る規定を削除するものであります。

(5)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額を、次のページにまいります、0.06%引き上げ、2.09%とするものであります。

(6)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の資産割額の算定に係る規定を削除するものであります。

(7)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額を300円引き上げ6,400円、平等割額を300円引き上げ6,500円とするものであります。

(8)、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る所得割率を0.05%引き上げ、0.75%とするものであります。

(9)、国民健康保険税の介護納付金課税額の資産割額の算定に係る規定を削除するものであります。

(10)、国民健康保険税の減額の基準につきまして、5割軽減の対象となる所得の算定におきまして被保険者の数に乗すべき金額を5,000円引き上げ、29万5,000円とするものであります。

(11)、国民健康保険税の減額の基準につきまして、2割軽減の対象となる所得の算定におきまして被保険者等の数に乗すべき金額を1万円引き上げ、54万5,000円とするものであります。

(12)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の見直しに伴い、低所得者に対する保険税の軽減措置の対象となる世帯に適用する減額すべき額を改正するものであります。

(13)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の見直しに伴い、世帯内に未就学児がある場合に適用する減額すべき額を改正するものであります。

(14)、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例に係る規定を削るものであります。

(15)、その他関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため、字句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして、高齢化等による医療給付費の増加や被保険者の所得が十分に伸びない状況の中、中間所得層の負担を抑えるため、後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げるものになっており、さらに、低所得者に係る軽減措置についても判定基準額を見直すものになっております。

また、激変緩和措置に伴う北海道からの繰入金の終了や全市町村が資産割を廃止して賦課方式を統一するために、令和4年度から段階的に税率等を見直ししておりますが、税負担の公平性と会計運営の健全化を図るための改正になっております。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、文言整理などの説明は省略とし、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第2条、課税額、第2項から第4項までの各項になりますが、課税額は所得割、資産割、均等割、平等割の4項目の合計額で計算をしておりましたが、賦課方式の統一により資産割を廃止するため、現行の下線部及び「資産割額」を削りまして、第3項の後期高齢者支

援金等課税額の限度額になりますが、現行22万円を改正後は24万円に改めるものであります。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額、第1項ですが、資産割の廃止に伴い保険税率の配分を見直すため、所得の合計額に乗じる率を改正後は100分の4.50に改めるものであります。

次のページをお開きください。第4条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額ですが、賦課方式の統一による資産割の廃止に伴い、全文が削除となります。

第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額ですが、資産割の廃止に伴い保険税率の配分を見直すため、総所得金額に乗じる率を改正後は100分の2.09に改めるものであります。

第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額ですが、賦課方式の統一による資産割の廃止に伴い、全文が削除となっております。

第7条の2、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額ですが、資産割の廃止に伴い保険税額の配分を見直すため、均等割額を改正後は6,400円に改めるものであります。

第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額ですが、資産割の廃止に伴い保険税額の配分を見直し、また特定世帯の軽減によりまして、改正後になりますが、第1号は6,500円に、第2号は3,250円に、第3号は4,875円にそれぞれ改めるものであります。

第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額ですが、資産割の廃止に伴い保険税率の配分を見直すため、総所得金額に乗じる率を改正後は100分の0.75に改めるものであります。

第9条、介護納付金課税被保険者に係る資産割額ですが、賦課方式の統一による資産割の廃止に伴い、全文が削除となります。

次のページをお開きください。第15条、国民健康保険税の減額、第1項になりますが、第2条第2項の規定による後期高齢者支援金等課税額の改正に伴い、改正後のとおりとなりますけれども、24万円に改めるものであります。

また、国民健康保険税の減額は、所得に応じた軽減となりますが、第1号は低所得者の7割軽減を規定しておりまして、ウは後期高齢者支援金等課税額の均等割額になりますが、第7条の2の規定により均等割額が6,400円に改正され、7割軽減となりますので、改正後は4,480円に改めるものであります。

エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額になりますが、第7条の3の規定により平等割額が6,500円に改正され、7割軽減となり、また特定世帯の軽減が適用となりますので、改正後は（ア）が4,550円、（イ）は2,275円、（ウ）は3,413円に改めるものであります。

第2号は、低所得者の5割軽減を規定しておりますが、軽減判定基準額の見直しがあり

まして、基礎課税額に加算される額ですが、改正後は29万5,000円に改めるものであります。

次のページをお開きください。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額になりますが、第7条の2の規定により均等割額が6,400円に改正され、5割軽減となりますので、改正後は3,200円に改めるものであります。

エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額になりますが、第7条の3の規定により平等割額が6,500円に改正され、5割軽減となり、また、特定世帯の軽減が適用となりますので、改正後は（ア）が3,250円、（イ）が1,625円、（ウ）は2,438円に改めるものであります。

第3号は、低所得者の2割軽減を規定しておりますが、軽減判定基準の見直しがありまして、基礎課税額に加算される額ですが、改正後は54万5,000円に改めるものであります。

ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額になりますが、第7条の2の規定により均等割額が6,400円に改正され、2割軽減となりますので、改正後は1,280円に改めるものであります。

次に、エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額になりますが、第7条の3の規定により平等割額が6,500円に改正され、2割軽減となり、また特定世帯の軽減が適用となりますので、改正後は（ア）が1,300円、（イ）が650円、（ウ）は975円に改めるものであります。

次のページをお開きください。第15条第2項ですが、子育て世帯の経済的負担を軽減させるために未就学児分の均等割額を減額する規定になっておりまして、第7条の2の規定により均等割額が6,400円に改正され、さらに、世帯区分に応じた軽減をするため、改正後のとおりとなりますけれども、アは7割軽減で960円に、イは5割軽減で1,600円に、ウは2割軽減で2,560円に、エはアからウ以外の世帯で3,200円にそれぞれ改めるものであります。

次に、本文の附則ですが、次のページをお開きください。附則第14項、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例ですが、適用となる減免対象期間が終了となりましたので、全文が削除となります。

最後に、附則となります。第1項は、施行期日になっており、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

第2項は、適用区分になっており、改正後の規定は令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までは、なお従前の例とするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 国保税については、何年か続けて値上げがされているのかなというふうに思います。ただいまの説明で国保税を構成する例えば所得割、均等割、平等割の種別の

値上げの説明はされましたけれども、1点、この改正で国保料そのものがどのくらい値上げされるのか、その辺がちょっと分からないものですから、その辺の説明をいただきたいというふうに思っております。料金の決定につきましては、例えば、収入ですとか、それから世帯数ですとか、あるいは年齢によって変わってくると思いますので、代表的な世帯をモデルとした形で一体どのくらい今年度上がるのか、その辺について説明をいただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回、引上げに伴いまして、ご質問のとおり、所得状況ですとか家族構成ですとかいろんなパターンが出てくるので、代表的なということですので、例えば4人世帯、40代夫婦2人の子ども2人というような家族構成で課税所得が400万とした場合、これ前年と全く所得状況ですとか家族構成は変わらないという比較になりますが、その場合ですと医療、後期、介護分合わせますと、2万6,100円が年間として増額するような金額になってくると思います。40歳以上ですので、介護納付金を関わってきますので、そのような額が比較としてなります。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 先週の新聞で帯広市の保険料の値上げの記事が出ておりました。私の記憶なのですがけれども、国保料につきましては、都道府県単位で料金が設定されるということで、各市町村でそれまで設定していた料金につきましては激変緩和措置ということで対応する、その対応期間が、たしか、昨年度で終わったのかなという気がするのですがけれども、そういうことであれば、今年度から都道府県ごと、要するに北海道の統一の市町村の料率という形になると思うのですがけれども、この新聞に出ている内容につきましては、イコール更別村にも当たるものなのか、その辺について説明できるようなところがあればお願いしたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ここ数年来、国保税の引上げの提案をさせていただいている大きな理由としましては、平成30年から広域化になって運営が北海道、都道府県単位になったということです。その中で、3年に1回、今回は令和6年から令和11年度までの国保の運営方針ということで北海道のほうで新たに定めております。その中で、令和12年から全道統一した保険料にするということが方針として示されております。それに基づきまして更別村としてもこのときに合わせて改正を、引上げをしております、実際のところ、現在の更別村の率と統一されるときの、今時点では正確な数字は示されておませんが、今時点で標準保険料というのが示されているのですがけれども、その率が例えば基礎賦課分であれば令和6年度の段階では、更別村、今回、改正後で4.5%にしているのですがけれども、北海道は7.86%ということになりますから、このままでいけば所得割、医療分、基礎賦課分ですね、こちらを7.88にしなければいけないと。ただ、今の4.5から7.88となると物すごい急激な引

上げになりますので、令和12年度までに段階的に引上げせざるを得ないというようなことで、ここ数年来引上げをしております。ですので、通常であれば、更別村でかかった医療費に対して所得状況だとかで割り返して率を決めるということなのですけれども、それを北海道全体でかかった医療費に対して割り返していくというような形になります。先ほど言った激変緩和措置もそういう急激な変化があるということで、令和5年度まで激変緩和措置が考慮されておまして、おおよそ大体4,000万ちょっと、弱ぐらいが交付されていたのですけれども、今回、その分もなくなりますので、それプラス、当面は基金とかありますので、そちらを繰入れしながら調整をしているような状況になります。

全道統一ということで、一応、国の方針に基づいて北海道も進めてきているのですけれども、全道どこに住んでいても同じ所得ですとか、世帯構成であれば同じ負担にするのだよということを言われております。ただ、私方、事務執る上では、北海道は広いですし、やっぱり、医療とかの環境とかも違いますので、ここで言う加入負担の公平化という国の言っているところはなかなかのみ込めないところではあります。ただ、先ほど言ったように、令和12年度にそういうことでやるという方向性が出ていますので、それに備えていかなければ加入者の皆さんに急激な負担になりますので、そこを行っております。

また、恐らく、やるというよりも目指すというような表現になっているので、今、断定的に決定していることでもないという含みもあるものですから、そこら辺は情勢を見ながら、毎年その状況に合わせて、なるべく大きな負担の変化にならないようにということなどで取り進めさせていただいております。ですので、今のところ、どこの自治体も現状の保険料率はそれに合わせて、それぞれの保険の会計の状況を見ながら調整しているところではありますので、大きなところは変わりませんが、細部については、多分、自治体それぞれの取り組み方によるかと思います。更別も今回、資産割を6年度から廃止というような形でやらせてもらってまして、管内も2つ、3つまだしていないところがありますので、そういうところも、多分、今後いろんな取組を進めざるを得ない状況なのかということになります。

ちなみに、資産割自体は、昨年ですと、概算ですけれども、大体3,000万程度が資産割に該当していますので、今回はそれがゼロになりますから、その分も、若干、所得割だとかに配分されているような形になろうかと思っております。

いずれにしても、いろんな会議の中で今後の方向性については意見交換する場もありますので、更別村の事情だとかもそういう場で述べながら、あんまり大きな影響にならないような形で進めていきたいなというようなことで考えております。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第36号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第37号

○議 長 日程第10、議案第37号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第37号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することにつきまして地方自治法第291条の11の規定により関係市町村の議会の議決を要するため、この議案を提出するものであります。

次のページをお開きください。規約であります。読みます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月1日市町村第1969号指令)の一部を次のように改正するものであります。

第4条を次のように改めるものであります。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理するものであります。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改めるものであります。

別表第1(第4条関係)を削り、別表第2(第19条関係)を別表とするものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

資料を添付しております。そちらをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表であり

ます。現行第4条の見出し、広域連合の処理する事務におきましては、下線部等1から5までの項目、事務に対する項目につきまして、改正後につきまして下線部、「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。」と改めるものでありまして、1から5までの事務の細目につきましては、削除するものであります。

第19条、見出し、広域連合の経費の支弁の方法につきましては、第2項の下線部、「別表第2」を「別表」に改め、そして別表第1（第4条関係）にあります1から5までの各項目につきましてこれを削除するものであります。

続きまして、次のページにまいりまして、「別表第2」と現行あるのを「別表」に改めるものであります。

なお、附則のところには改正後は下線部、附則といたしまして、1、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するの文言を加筆するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第37号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第38号

○議 長 日程第11、議案第38号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第38号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件であります。  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項

の規定により、更別村過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。

理由といたしまして、過疎地域持続的発展施策事業の実施及び過疎地域自立促進特別事業の実施に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき更別村過疎地域持続的発展市町村計画を変更するものであります。

なお、本内企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第38号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件について補足説明をさせていただきます。

本計画変更につきましては、過疎対策事業債や過疎地域持続的発展支援交付金などの財政支援を受けるための所要の変更を行うもので、計画変更に必要となります北海道との協議については、5月20日付で異議なしとの回答を得ているものでございます。

議案書の別紙、新旧対照表を御覧ください。左側が変更後、右側が変更前となっております。変更箇所は下線の部分になります。まず、目次ですが、変更に伴いページ数の繰下げを行ってございます。

次に、5、交通施設の整備、交通手段の確保の(2)、その対策の、《村道の整備》の①、主要村道の整備促進の宅地分譲地整備事業の内容に道路工事を追加し、《バス運行の確保》の③、乗合タクシー運行業務委託事業の推進の内容を本年4月から事業拡充に行ってください内容に合わせて記述を変更してございます。

次のページを御覧ください。(3)計画の一覧表の(1)、市町村道、道路の事業内容欄の宅地分譲地整備事業、及び(9)、過疎地域持続的発展特別事業、公共交通の乗合タクシー運行業務委託事業について、先ほどと同様の変更を行うものであります。

次に、6、生活環境の整備の(2)、その対策の《上下水道施設の整備》の①、更別村営農用水・簡易水道事業の整備促進、施設の更新の分譲団地の内容に、次のページになりますが、水道管新設工事を追加し、《下水排水施設等の整備》の①、特定環境保全公共下水道事業の整備促進、施設の更新の下水道施設整備事業の内容にマンホールポンプ自家発電機ガレージ設置工事、マンホールポンプ自家発電機設置工事を追加し、分譲団地の事業内容に下水道管新設工事を追加するものでございます。

また、(3)計画の一覧表の(1)、水道施設、簡易水道の事業内容欄の更別村簡易水道事業に花園プラムタウン水道管新設工事と南札内浄水場監視装置更新工事を追加し、(2)、下水処理施設、公共下水道の事業内容の特定環境保全公共下水道事業にマンホールポンプ自家発電機ガレージ設置工事、マンホールポンプ自家発電機設置工事、花園プラムタウン下水道管新設工事を追加するものでございます。

次のページをお開きください。(3)、廃棄物処理施設ごみ処理施設の事業内容欄に、十勝圏複合事務組合中間処理施設整備事業 実施設計・建設、施工監理を追加し、実施主体

欄に一部事務組合を追加するものでございます。

次に、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(1)、現況と問題点の《その他の保健と福祉》に福祉ホームに関連する下線部の記述を追加するものでございます。

次のページをお開きください。(2)、その対策の《障がい者(児)福祉の充実》の③、障がい者(児)自立支援訓練の支援を削除するものでございます。

次に、(3)計画の一覧表の(3)、高齢者福祉施設、その他の事業内容欄の下線部、障害福祉サービス事業所整備事業、グループホーム建設、地域ふれあい施設(仮称)建設を社会福祉施設(福祉ホーム)整備事業実施設計、建設工事に変更するものでございます。

次に、8、医療の確保の(2)、その対策の《医療施設・設備の充実》の①、診療所施設の増築・改修の診療施設改修事業の内容にスプリンクラー設置工事(第2期)を追加し、次のページになりますが、(3)計画の一覧表の事業内容欄にも同様の追加を行うものでございます。

次に、9、教育の振興の(3)計画の一覧表の事業内容欄の更別小学校改修事業、上更別小学校改修事業、更別中央中学校改修事業にそれぞれ電子錠設置工事を追加し、学校給食センター改修事業を改築事業に変更し、設計委託の前に実施を追加するものでございます。

次のページをお開きください。10、集落の整備の(3)計画の一覧表の事業内容欄の宅地分譲地整備事業に道路用地購入、道路調査設計、道路工事、分譲団地調査測量実施設計委託業務(水道)、花園プラムタウン水道管新設工事、分譲団地調査測量実施設計(下水道)、花園プラムタウン下水道管新設工事を追加するものでございます。

次に、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項の(2)、その対策に《庁舎等》①、車両センター外壁・屋根等改修、外階段設置、作業場ライト新設を追加し、(3)、計画の一覧表の事業内容欄に車両センター改修事業、外壁・屋根等改修、外階段設置、作業場ライト新設を追加するものでございます。

次のページをお開きください。事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分を抜粋して再掲している一覧表になりますが、事業内容欄の乗合タクシー運行業務委託事業の記述内容をさきにご説明申し上げたものと同様の変更を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第38号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時19分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第39号

○議 長 日程第12、議案第39号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第39号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,319万5,000円を追加し、歳入  
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,195万1,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、令和6年度更別村一般会計補正予算（第1号）につきまして補足  
説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,319万5,000  
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,195万1,000円とするもので、  
歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の  
金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由といたしまして、共済組合財源率  
の確定及び人事異動に伴うものでございます。各科目におきまして予算の補正がございま  
すが、こちらにつきましては給与費明細書によりご説明いたします。16ページをお開き願  
います。1、一般職、(1)、総括についてですが、人事異動等により給与費で1,575万2,000  
円の減額、共済組合財源率確定により共済費で330万8,000円の減額、合計で1,906万円の減

額でございます。なお、手当ごとの補正後、補正前比較の金額につきましては、職員手当等の内訳をご参照願います。

17ページは、給料及び職員手当等の増減額の明細、18ページは給料及び職員手当の状況ですので、ご参照願います。

19ページ、20ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。補正後の給料及び職員手当等の科目別内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。7ページをお開き願います。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は、26万9,000円を減額し、補正後の額を5,080万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、職員手当等の変更などによるものです。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、1,641万3,000円を減額し、補正後の額を9億5,439万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、人事異動に伴う職員の会計間の異動、及び、共済組合財源率の確定によるものです。8ページをお開き願います。(2)、庁舎維持管理経費は、役場庁舎地下にあるボイラーの一部が破損したため、修繕に必要な調査の実施、及び、社会福祉センターに非常用発電設備の設置に伴い電気保安業務委託料を追加するものです。(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、標準報酬月額の設定によるものです。(4)、情報処理導入経費は、住民税定額減税に対応するためシステムを改修するための負担金です。

目4 地方振興費、目9 住民活動費は、財源振替です。

9ページを御覧願います。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は、104万6,000円を減額し、補正後の額を2億3,065万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、社会福祉センター維持管理経費は、非常用発電設備の設置に伴い電気保安業務委託料を追加するものです。(2)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業(給付金・定額減税一体支援枠)は、住民税定額減税に対応する住民税システム改修分が交付金事業に該当しないため減額するものです。なお、この減額分につきましては、先ほど8ページでご説明いたしました款2 総務費、項2 徴税费、目2 賦課徴収費で計上しております。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費は、173万円を減額し、補正後の額を2億1,450万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、出産・入学報償費は、入学祝金確定によるものです。(2)、児童福祉事業経費は、児童福祉司任用前研修等、職員が必要な研修を受講するための旅費などによるものです。(3)、児童福祉事業経費 臨時は、事業実績に伴う減額です。

10ページをお開き願います。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 診療所費は、247万2,000円を追加し、補正後の額を1億4,553万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、人件費等の補正に伴う財源調整です。

目5 保健推進費は、246万円を追加し、補正後の額を3,302万2,000円とするものでござい

ます。説明欄（１）、母子保健事業経費は、職員の保健師が特別休暇を取得するため、パートタイムで保健師を採用するものです。

款６農林水産業費、11ページを御覧願います。項１農業費、目２農業振興費は、900万円を追加し、補正後の額を２億377万8,000円とするものでございます。説明欄（１）、農業振興補助金等は、みどりの食料システム戦略総合対策事業に１件新規採択されたためです。事業内容は、バイオスティミュラント実証として、令和６年から８年の３年間、デントコーン、バレイショ、大豆の各作物に対してバイオスティミュラント資材の散布により化学肥料の低減、及び、使用期間の低減を検証する事業でございます。

目３農地費は、110万円を追加し、補正後の額を１億1,391万1,000円とするものでございます。説明欄（１）、排水施設維持管理費は、村営牧場内の破損した道路横断管を修繕するものです。

目４畜産業費は、52万5,000円を追加し、補正後の額を2,583万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、村営牧場維持管理費は、パートタイムの牧場管理人採用のほか、入牧頭数の増加による肥料の増、肥料散布面積の増などによるものです。

款７商工費、項１商工費、目３観光費は、39万2,000円を追加し、補正後の額を5,029万1,000円とするものでございます。説明欄（１）、情報拠点施設維持管理費は、道の駅の駐車場公園の管理委託料が北海道の積算で増額となったためです。

12ページをお開き願います。款８土木費、項２道路橋りょう費、目３道路新設改良費は、財源振替です。

款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費は、134万1,000円を追加し、補正後の額を１億3,135万2,000円とするものでございます。説明欄（１）、職員等人件費は人事異動等、（２）、指導主事共同設置事業 人件費分は指導主事の本俸確定などによるものです。

13ページを御覧願います。項２小学校費、目１学校管理費は、4,604万5,000円を追加し、補正後の額を１億5,566万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、学校施設維持管理費 小学校は、ボイラー保守点検委託料につきまして当初予算の見積り誤りのため、予算不足したため追加するものであります。申し訳ございませんでした。電気保安業務委託料は、空調設備設置に伴う追加です。（２）、学校施設改修事業 小学校は、更別小学校に設置している高圧受電設備、キュービクルの移設、及び、浄化槽解体によるものです。更別小学校敷地に新設する給食センターを令和８年度に供用開始するためには、令和６年度、高圧受電設備の移設等を行う必要があるため追加するものです。

項３中学校費、目１学校管理費は、２万8,000円を追加し、補正後の額を4,794万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、学校施設維持管理費 中学校は、小学校同様、空調設備設置に伴う電気保安業務委託料の追加です。

項４幼稚園費、14ページをお開き願います。目１幼稚園管理費は、5万4,000円を追加し、補正後の額を5,837万3,000円とするものでございます。説明欄（１）、幼稚園舎維持管理費は、小中学校同様、空調設備設置に伴う電気保安業務委託料の追加です。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費は、64万3,000円を追加し、補正後の額を3,197万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、文化推進経費は、ヤチカンバ保護地区のバラ線補修を事業者に依頼するためです。(2)、国際交流事業推進経費は、飛び出せワールド事業につきまして、参加者を15名と見積もっておりましたが、18名から参加申込みがあり、追加するほか、参加者の増加に伴い、引率職員を2名から3名に変更するため旅費の追加となります。また、当初予算では、国際交流事業助成金としておりましたが、市町村振興協会の助成申請を行うため、国際交流事業委託料として支出科目を変更するものでございます。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費は、70万円を追加し、補正後の額を488万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、スポーツ振興経費は、助成基準の見直しを行い、スポーツ大会派遣に関する費用を全額助成対象とするための追加でございます。

15ページを御覧願います。目2 体育施設費は、1,680万8,000円を追加し、補正後の額を8,486万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、運動広場改修事業は、更別運動広場の屋外トイレについて改修を行うものです。ここ数年、村民の方々から要望があり、現状男子、和式トイレ1を洋式2、女子、和式トイレ2を洋式4とするほか、冬期間も使用できるよう暖房設備を整備するものです。(2)、コミュニティプール維持管理経費は、コミュニティプール機械室のオイルポンプを更新するものです。

目3 学校給食費は、7万3,000円を追加し、補正後の額を5,794万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校給食センター維持管理経費は、中学校に配置しております牛乳保管庫が故障したため更新するものです。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。5ページをお開き願います。款12分担金及び負担金、項2 負担金、目2 教育費負担金は、12万1,000円を追加し、補正後の額を652万9,000円とするものでございます。指導主事の人件費に係る中札内村からの負担金です。

款14国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、花園プラムタウンの道路整備等に関する補助金です。

款15道支出金、項2 道補助金、目4 農林水産業費道補助金は、900万円を追加し、補正後の額を1億4,008万9,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしましたみどりの食料システム戦略総合対策事業に関する補助金です。

項3 委託金、目3 商工費委託金は、39万2,000円を追加し、補正後の額を638万1,000円とするものでございます。道の駅の駐車公園の管理委託金です。

6ページをお開き願います。款16財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入は、172万4,000円を減額し、補正後の額を480万2,000円とするものでございます。新コムニ団地分譲地につきまして、令和6年2月に契約が終了し、売買代金も収納されたため、令和5年度収入となるためです。

款18繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金は、3,932万9,000円を追加し、

補正後の額を1億5,822万6,000円とするものでございます。

目12まち・ひと・しごと創生基金繰入金は、700万円を追加し、補正後の額を700万円とするものでございます。令和5年度に収納した企業版ふるさと納税について、令和6年度に繰り入れるため計上するものです。

款20諸収入、項5雑入、目5雑入は、180万円を追加し、補正後の額を4,235万円とするものでございます。令和6年度に整備する行政区会館の会議用テーブル等に対する助成金です。

歳入の説明は以上でございます。

なお、資料といたしまして建設事業調をお配りしておりますので、ご参照願います。

令和6年度更別村一般会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 11ページお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業振興費、説明欄（1）、農業振興補助金等、みどりの食料システム戦略総合対策事業についてでございます。環境保全は、負荷軽減と持続的発展が主目的と思われまじけれども、これにつきまして事前の説明を受けておりますけれども、コンソーシアムであること、そして先ほども説明ございましたバイオスティミュラントという説明がありまして、生産資材ということで化学肥料の使用等低減を目的とするということでお話あったところでございます。これの2点につきまして補足説明をいただきたいのと、これは、デントコーン、大豆、それからイモのほうと事前説明を受けておりまして、スーパービレッジ構想でのロボトラの普及、併せまして実証実験が行われております関係から、このスマート農業との関連性もあるということによって理解してよろしいかということ、2点お尋ねしたいと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 みどりの食料システム戦略総合対策事業の関係でご質問をいただきました。こちらのほう先ほども説明にあったように、村というか、コンソーシアムを組織して取り組むものでございます。バイオスティミュラント栽培検証コンソーシアムということで構成してございまして、構成員としましては北海道、振興局と普及センター、村と生産者、それと農協と、あと一般企業というところで構成をしているところでございまして、バイオスティミュラントというちょっと聞き慣れないものなものですけれども、生物刺激資材というふうに直訳されるのですが、植物を刺激することによって、本来、植物が持っているストレス軽減能力を引き出すことができる資材の総称ということになってございます。こちらのほうを利用することによって化学肥料の使用量の低減を図るということで、環境保全型農業の実現を目指すというふうなことで検証を進めるというふうな内容になっているところでございます。

あと、ロボトラ等の関係でございましてけれども、ロボトラの試験などと並行してやって

はおりますけれども、直接、ロボトラ云々というものには関係するものではございません。あくまでも肥料低減という、そういったところで、あと省力化というふうなところでの研究ということになっているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、萩原さん。

○6番萩原議員 ちょっと関連して質問させてもらいたいと思います。

この事業につきまして、先ほどの説明の中で令和6年から8年ということだったのですが、この900万円の補助金というのは6年から8年までの期間の補助金という捉え方でいいのか、その辺を確認させてもらいたいと思います。あわせて、結構大きな額なので、何で当初ではなくて補正で今回出されたのかという部分も含めて説明求めたいと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 今回のこの補助金なのですが、まず、今年度の方で、令和6年度の方で900万というふうに割当内示を受けてございます。3種の作物それぞれに300万というふうな形で、900万というふうな形になります。

当初予算にお出しできなかったという部分につきましては、こちらのほうの補助の割当てが4月の30日に当村のほうに出しております。といったところから、割当内示をもって今回の6月の補正予算で提案をさせていただくところでございます。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ページ数が15ページの保健体育総務費の関係で、ただいま補正の説明をいただきましたけれども、スポーツ大会の派遣事業の助成金というご説明をいただきました。基準の見直しを図ったということでございますけれども、その基準の見直しに至るまでの経過説明を多少加えていただきたいと思います。その説明に基づいて2回目の質問をさせていただきたいと思います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 スポーツ大会派遣事業の助成金の部分でございますが、以前から見直しを図ってはいかがかというご意見もいただきまして、あと私のほうというか、教育委員会のほうでも各町村ちょっと調査させていただいて、少年団と中学生の、中学生ではないですね、失礼しました。子どもたちの活動、スポーツ大会の派遣に関して各町村の状況を確認したところ、大体の市町村が大会の派遣に関しましては、大体10割程度の助成をされているという確認が取れておりました。なので、その部分に関しましてもうちとしても、うちは以前は3分の2補助というような形を取らせていただいたところでございますが、今回、改めて見直しをさせていただきまして、基本的には10分の10というような形の助成をさせていただくという判断をさせていただき、教育委員会のほうにもかけさせていただいて、要綱等を作成をさせていただいております。

また、昨今の物価上昇関係もありまして、もともと宿泊等の助成につきましては、1泊8,000円分というような形を上限という形にさせていただいておりましたが、こちらについても上限額を見直させていただきまして、金額を道内であれば9,800円、道外であれば1万900円というような形の上限額という形に変更させていただいて金額を積算し、改正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ただいま説明いただきましたけれども、私はこの対策については非常に賛成できるというか、追認できるような形でございますけれども、ただ、残念なのが、これだけの課題提起がされていて補正で提案しなければならないと。ちょっと私自身は残念に思っています。これは、過年度から、数年前からこの話題というのは多分上っていたはずで。それも含めて、事務の煩雑化も含めて、助成金をいただくという部分の助成金の報告書も含めてということで非常に煩雑化されているということもあって、私は懸念していたのですけれども、全額ということになれば、それなりの事務局の事務の負担軽減も図られるのかなということもございますけれども、ちょっとその面については私としては当初予算でしっかりと予算を組んでやるべきではないかなというふうに感じているところでございます。

加えて、なかなか難しい回答になると思うのですけれども、今、少年団の話が出たり、中学校の話が出たり、いわゆる部活の話も含めてというご説明をいただいたと思うのですけれども、近年、少年団活動、並びに、中学生の部活動に対するという捉え方だけのスポーツでは説明できないような状況になっているというふうに思っております。各種いろんな部分が団体を組めない、もしくは十勝管内の中の一部、そういうものに入っていかなければスポーツができないということで、いわゆる多様性の部分がスポーツにも出てきているということです。実態的に挙げれば、固有名挙げれば問題になりますけれども、基本的には柔道関係だとか卓球関係だとかサッカー関係だとか、いわゆる村内の子どもたちが他の少年団、あるいは、クラブ活動に入って活動しているという実態があります。そのようなものも含めてどういう対応になるのかというご説明と、今後の対応について、俗に言う全国大会等もあって経費が、今、予算は予算として上限決めている、宿泊の上限は決めていると言いましたけれども、やはり全国大会になってくると基本的にはちょっと今の9,800円、1万で足りるのかという課題も多分出てくると思うので、その捉え方の整理がしっかり図ることができなければ、全額の助成金だといっても、やはり、まだ、何かあったときに補正の追加予算という形になる可能性がありますので、その点の捉え方と進め方について補足説明をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 安村議員がおっしゃったとおり、今現在、中学校等につきましても、部活動であれば中学校であれば中札内村と合同で大会に出ていたり、あとサッカー部に関しまし

ては大樹町と合同での部活動を活動されているということをこちらとしては認識をさせて  
いただいているところでございます。

大会の派遣の部分につきましては、今回、改正をさせていただいて対応しております。  
予算不足の部分に関しましては、随時、補正というような形にせざるを得ないことになる  
かと思っておりますので、ご理解いただければと思います。上限額というか、その上限額を足り  
るのか、足りないのかというお話であります、それを全て認めてしまうという形になる  
と、基準を決めた意味があまりなくなるのではないかとこの部分もありますので、今現在  
はこの基準でやらせていただいているかなければならないと私としては考えております。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 非常に質問の仕方も困りました。今、補正の中で全額を助成したいとい  
う提言をしながら、ある程度上限枠を決めるという形になると、参加するというか、それ  
に該当する子どもたちも含めて戸惑うのではないですか、違った場合に。それを上限枠に  
いったという場合、一例として宿泊料がある程度一定の基準を設けましたと言われて、そ  
したらそれを超えた分については逆に言えば今の説明だと出さないということですから、  
出ないということですから。そうすると、当然、全額助成という理論が成り立たないの  
ではないですか。ですから、そこはすごく難しい施策になるので、説明も含めて、協議も含  
めてちゃんとしているのですかということをお聞きしているわけですが、ですから、そう  
いう今の説明されてしまうと、父兄も含めて、中学校の部活、少年団の活動も含めて非常  
に不安材料が残るといって提案になりますので、その点しっかりと整理して、どういう形に  
するのかという部分、では1万円しかないやつ、全国行ったら1万円しか出ないから、1  
万円のもの探せ、それはちょっと無理です。無理です。道内でも9,800円だったら9,800円  
にしますといっても、9,800円、それは行く時期によって全然宿泊料が変わりますから、  
9,800円で足りない部分絶対出てきます、札幌地方や何かに行ってしまうと。そういうもの  
を押さえたときに、暫定的ではなくて、やっぱりその点の押さえ方しっかりやっていた  
だかなければ、全額見ますという理論にはならない、説明にはならないということ、やっ  
ぱりその点もう少ししっかりと、検討するという回答も含めてしっかりそこは精査してい  
ただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(何事か声あり)

○議 長 答弁調整のため休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時59分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

伊東教育次長。

○教育次長 大変お時間取らせていただきましてありがとうございます。すみません。申し訳ありませんでした。

先ほど、宿泊の上限の部分の説明をさせていただきました。道内9,800円、道外1万900円を上限という形で実費で助成対象とするという形を取っております。一応、先ほどそれ以上は出せないというお話をさせていただいたのですが、その要綱、基準の中には、その他特に必要と認めた経費を助成対象とするというような形にさせていただいております。大会等で宿泊場所を固定されていたというパターンとかというのは多分あるかと思えます。なので、それで道内で宿泊場所が、今は一応、9,800円というような形の上限決めています。その大会等で1万円のところに泊まりなさいよとかというような指定があった場合とかという場合もあるかと思えますので、そういう場合につきましてはその分も経費として助成対象とさせていただいて対応をさせていただく形になるかと思えます。

また、宿泊費の部分のこれはあくまでも基準というような形で定めているものでございますので、その部分に関しましては対象経費の部分での、その他必要と認めた経費の部分を認める形になるかと思えますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(何事か声あり)

○議 長 分かりました。特別、安村さん。

○2番安村議員 議長、ありがとうございます。すみません。

確かに言っている基準だとかなんとかというのは、当然ベストなのだよ。基準は分かるのですけれども、今の説明だと、その他特別に認められるということ、今、答弁としていただきましたけれども、例えばの話、中学校のスケート大会の全国大会や何かになってしまうと、一例としてです。その期間内というのは、どこの宿泊場所も、指定でなくても1万2,000円で泊まれたものが2万円も2万4,000円もするという実態があるのです。それは、好むと好まざると得ず、当然その時期に行かなければならない時期、決まりますよね。同じですよ、少年団だって。札幌で大会がありますよ。つど一むかどこかでやりますよ。では、期間は限定されますよね、何日から何日の間。そうすると、いや応なしにその期間に行かなければならないです。よろしいですか。そうすると、その基準内でおっしゃるのは分かるけれども、その大会なりなんんりの要件によって、その地域というのはめっちゃくちゃ宿泊料等上がるのです、現実。ですから、その分の認める、認めないでなくて、そういう好むと好まざると得ず、宿泊場所を選ぶ、選ばないの話ではなくて、その時期のスポーツ大会なりなんんりの大会の時期に応じてそれだけ宿泊料が今、全国的に変わってきているわけです、負担率が。そういうものは勘案できるのか、できないのかという部分なのです。よろしいですか。宿泊料一つを取っているだけでないですから。全体的なものの経費も含めてというものも含めて、どう捉えていくのかというのは今後大事なことです。その点の押さえ方、無理やり回答しなくていいです。無理やり回答するとまたおかしくなりますから。私もうこれ以上質問できないので、無理ですから、それは今後検

討するなり、十分父兄、そういうスポーツ団体の事務局にも理解できるような形の回答をしっかりとしていただきたいと思いますので、その点の検討もお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 今、安村さんのほうから2度にわたっていただいたご意見ですけれども、おっしゃっていることについては十分理解をすることができましたので、今、現段階でこのような形で出させていただきましたが、今後いろんな状況を見ながら、それこそこれから子どもたちがいろんな大会に参加していくと思いますので、その参加状況を見ながら、検討をさせていただくというようなことで考えていきたいなと思っております。よろしいでしょうか。お願いいたします。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今、安村議員のお話の部分で今後検討していくというお話です。1つ確認だけをさせてください。この助成の部分についての支払いについては、一度確認したことあるのですが、終わった後、領収書ないし請求書を提出してから何か月後かに助成をするという形を取っていたのではなかったかなというふうに思います。それで、もし、今後、追加で補正をするとなると、時期によってはお金の出しようがちょっとありませんので、次回の定例会まで待つのか、その部分だけは後払いになりますよという形を取るのか、その辺の支払いの方法もちゃんと検討していただいているのかという点、1個説明をいただきたいのと、今後、地域移行していくとなると、年齢層も幅も多くなっていくことになりますし、指導者も先生方から民間の人という形にもなってきたり、様々な今後の変動というか、変わり方が多分あると思うので、今後、地域移行に進んでいったときには、また、内容について再度検討するのか、しないのか、その辺の回答だけいただければと思います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 大会派遣の旅費の部分に関しましては、精算という形も取っている部分もありますが、概算での請求もできる状況になっておりますので、概算で請求していただいて、そして最後に精算というような形も可能ということでございます。

また、部活動地域移行の部分での負担金の考え方に関しましては、こちらについても、指導者とかという部分が出てくるかと思っておりますので、その部分に関しましても併せて今後検討して、支出の仕方、あと対象の部分に関しましても検討していきたいと思っております。

以上です。

(何事か声あり)

○議 長 大野副村長。

○副村長 予算の関係なので、私のほうからお答えさせていただきます。

予算額、今回、補正予算で追加認めていただければ、まずは、この分で支給できる部分

はやっていきたいと思っています。ただ、あと大会等でそういう事前にお話が出てきますので、それで予算のほうがりなくなれば、当然、補正等に対応させていただくことになろうかと思えます。ただ、なるべくタイムラグが発生しないような形で、その機会ごとに臨時会であるとか定例会におきまして補正予算のほうはご提案させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 すみません。先ほどの安村議員の検討の内容の話なのですが、先ほど次長、例えば道内だとしたら9,800円上限で全額補助しますよと言いました。そしたら、安村議員は、その検討というのは例えば1万5,000円だったときには1万5,000円補助するののかという話をそれを検討するということなのですか。僕は、てっきり全額補助と言っている言葉自体に誤りがあると思っていて、道内は9,800円上限で、例えば1万5,000円いったらその9,800円の上限で、村は9,800円上限全額を補助しますという意味で言ったのか、それとも安村議員の言った超えた分はどうするの、全額と言っているのだから払うのでしょうと言っていることを検討するとおっしゃったのか、ちょっとその辺の整理を、どのようなことを検討するというのを改めて補足説明いただければと思います。

(何事か声あり)

○議長 長 答弁調整のため休憩いたします。

(何事か声あり)

○議長 長 それでは、ここで昼食のため1時半まで休憩といたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど保留になっておりました太田議員に対する答弁をお願いいたします。

伊東教育次長。

○教育次長 大変申し訳ございませんでした。

大会派遣の助成の関係でございますが、村で定めております助成対象経費の部分ですが、交通費、あと宿泊費、食糧費、参加費という形の助成をさせていただいておきまして、その交通費、参加費用については実費、食糧費については1人1,000円助成対象という形にさせていただいておきまして、その分の助成対象として10分の10を助成するというような形となっております。

先ほど見直しというか、検討を図るというお話をさせていただいた部分でございますが、宿泊費につきましては基準額、先ほど説明をしました道内であれば9,800円、道外であれば1万900円を上限という形にしておりますが、安村議員さんからもありましたように、その

時期、あと開催場所等によりましてそれぞれその基準では宿泊できないということもあり得るというお話もありましたので、その部分に関してその都度相談いただき、検討をしていきたいということの検討という意味でございましたので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。では、上限額より高くかかった場合は、基本的な考えではかかった分、全額負担していただけるのだなということと理解しました。ということは、今回、その振興費70万なのですけれども、これは基本的には9,800円の上限でまず算定した基準ということでよろしいのかということが確認で1点欲しいよと。質問3回しかできないので、次の質問もいってしまっていていいですか。それが1点だよというのが今の質問に答えてほしいところです。

もう一つ質問したいのですけれども、14ページの(2)、国際交流事業推進経費、こちらなのですけれども、61万2,000円増額になって、子どもたち、行きたい参加者が増えたよということなので、それは喜ばしいことかなと思うのですけれども、そういったところもあるのだけれども、手出しの面で1人8万円出費しなければいけないというところで、今回、沖縄に行くということなのですけれども、その魅力というところに関しては子どもたちや保護者にどのように周知して、今回、このように増額補正をするようなことになったのかというところを補足説明いただければと思います。また、該当生徒が何名中何名行くことになった、ここも補足で説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 整理します。とりあえず太田さんの1点目の質問、今の1点目の質問は答弁をお願いします。続きまして、今言われたスポーツの振興費関係の関連はほかの皆さんあれば、その関連であればそれを受けたいと思います。

伊東次長、お願いします。

○教育次長 大会助成の部分に関しましては、太田議員おっしゃるとおり、9,800円での上限という形の計算をさせていただいているところでございます。

○議 長 では、ほかこの件に関する質問ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 では、伊東教育次長、続けてお願いいたします。

○教育次長 飛び出せワールドの部分の代替事業で行います沖縄の事業の部分でございますが、先ほども補正の説明でもお話をさせていただいておりますが、もともとは15名で見ているところを今回18名の方が申込みがあったということで、その分で補正をさせていただいております。

なお、対象者につきましては、中学生の1、2年生を対象としておりますので、1、2年生合わせて51名の対象者がいるという形になりますので、51名のうち18名の方から申込みをいただいたということとなっております。

なお、申込みのときについて具体的な内容につきましては、申込みの際、沖縄での事業

としましてはホームステイ、あと沖縄で行われておりますフィールドワークを中心とした交流という形で、その部分で説明をさせていただき、申込みが18名あり、その後、保護者説明会等を行いまして、実施に向けて今準備を進めているという形になっております。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 国際交流事業の点で再度もう一回質問したいと思います。

魅力を伝えるために教育委員会としてどのような周知をしたのかって、このような魅力があるよ、だからみんな参加しようよというその目的の部分をちょっと知りたいのです。こうやってホームステイするよ、どうのこうのだよというのはもちろん知っているのですが、51名中18名が行きたくなるようなプレゼンをしたと思いますし、やはりそのための目的があるからこそ、この事業を進めたと思うのですが、子どもたちや保護者が行きたくなるようなその魅力というところは何だったのかなというのを知りたくて、もちろん保護者の中ではよく分からないけれども、沖縄に行くのと思っているようではもちろん駄目なことですし、それがやはり、更別村がやる事業として推進して、それが、子どもたちにも保護者にも理解された中で進めていかなければいけないと思うので、その辺、魅力の部分をどのように周知したのかというところを改めてご答弁願います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 魅力の部分でございますが、もともとは語学留学というような部分もあったのですが、その部分に関しましてちょっとハードルが高いという部分もありましたし、今回、異文化体験、異文化交流を主に行いまして、国際理解、あと国際感覚の醸成を図るというような形をお話をさせていただきました。その部分で魅力あるように説明があったか、説明をしたかということ、国際交流というか、国際的感覚をみんなで、みんなでというか、参加した方については魅力があったのかなという部分かなと、それが一番かなとは思ってはいます。魅力がそこにあったのかなと私は思っています。

以上です。

○議 長 ほか。

(何事か声あり)

○議 長 十分でないということで……

(何事か声あり)

○議 長 3回目の内容についてですね。

○1番太田議員 ごめんなさい。質問の仕方、悪かったのかもしれないのですが、どうして魅力の部分が必要なのかということ、次年度以降どのように進めていかなければいけないのかという部分の課題があると思うのです。これ、今回、話を進めた中で、子どもたちや保護者、もちろんこれを魅力にみんなが感じてくれればそれにこしたことはないのですが、これから来年度以降の事業にどういったことをつなげていけば魅力になるのか、またどういった反省をしていってつなげていくのだというところをちょっと聞きた

かったのです。ごめんなさい。もう一度お願いします。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 申し訳ありません。

魅力というか、今回については、残念ながら海外に出すことができないという部分もありますし、次年度というか、2年後というか、これは2年ごとの計画という形にさせていただいておりますが、こちらの部分に関しましても海外の異文化を体験できる更別村で唯一の場、事業になると思われますし、海外の方と交流できる場というのはなかなかないのかなという部分もありますので、その分、十分に理解をした上で参加をしていただければと思いますし、今後、海外で行う場合については、本当にその場で、その場、海外でなければ体験できない空気や食の体験、あと、歴史などを肌に触れて理解する場になるかと思っておりますので、その部分についても今後の事業として大切に、内容についても海外ではどういうことができるかという部分に併せて検討、あと内容について飛び出せワールドの推進委員会を立ち上げておりますので、そちらの部分に関しましても協議進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今の説明でほぼある程度今回の部分については十分理解できたかなというふうに思いますし、3月の予算で主立ったものの内容については一応承認をして、今、この段階に来ていますので、今回の参加人数の増加による部分についても皆さんからのご意見を踏まえた中での増員ということですので、一応、理解はしたいなというふうに思います。

しかしながら、2年後開催するに当たって、国内なのか、海外に行くのか、その辺もまだ状況はちょっとつかめないのかなとは思いますが、今回の参加状況を見ると、参加料の負担の補助のある家庭と普通に出すところと、こういう区分もあったり、様々なまだいろんな課題が見えているかなというふうに思いますし、今回やってみての反省も踏まえて、次回に向けていろいろと再度2年後に向けての提案はしっかりと内容を詰めていただきたいのと、これは村長の公約ですし、村としてどうしても必要だというのであれば、人数制限してでも全額負担してあげるとか、それぐらいの思いを持ってできるような事業にしていきたいと思っておりますので、その辺も踏まえた中で今回の実施の後、検討をしっかりとしてほしいのですが、その辺について何かご回答ができればよろしく申し上げます。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 ご意見のほう大変ありがとうございます。今回、この機会を逃してしまうと、国際理解とか国際的感覚を身につける機会というのがなかなかなくて、国内でもどこかできるところということで今回実施をするのですが、今後2年後に向けて、本当にこの事業を実際にやってみて、いろんな課題が出てくると思いますので、この事業が終わった後、いろんな課題に対してどうしていくかという2年後に向けての話合いをしっかりと、ま

た提案のほうをさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 申し訳ありません。公約ですので。

今、教育長が言ったことが全てであります。ということで、高木議員さん、太田議員さん、そして安村議員さん等々含めまして、これまでもいろいろと議員の皆様からご指摘伺っています。2年後は、必ずや海外に行かせたいというふうに思っておりますので、その辺の検討も含めて、今回、一応実施してみて、国内ではありますけれども、様々な教訓とか、高木議員さんおっしゃったように経済的な状況とか負担とか、本当に生かすのだったら、そのぐらいまで腹くくってやりなさいよということでもありますので、これは教育部局に教育長いますので、まだ検討委員会もありますので、そこにもんでもらいたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 この件はほかにありませんね。ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 ほかありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和6年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第40号

○議 長 日程第13、議案第40号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第40号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条としまして、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,401万4,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、247万2,000円を追加し、補正後の予算額を3億3,641万9,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして、(1)、総務管理経費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費、節18負担金補助及び交付金は、人事異動に伴い増額するものであります。

なお、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照お願いいたします。

続きまして、説明欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等、節4共済費は、共済組合財源率の確定及び標準報酬月額の設定に伴い増額するものであります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款5繰入金は、247万2,000円を増額し、補正後の予算額を1億7,231万5,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しておるものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月4日から6月5日までの2日間は休会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月4日から6月5日までの2日間は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 1時51分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 6月 3日

更別村議会議長

同 議員

同 議員